

相談者（Aさん） 今日では学校事故についての国家賠償法一条に関する裁判例を紹介して下さい。

弁護士 学校事故の場合には教員等の過失の有無が争点になる場合が多いのです。過失とは注意義務に違反することですので、結果の予見ができたのに回避できなかった場合に過失が認定されることになります。

Aさん 注意義務ということですが、どのような場合にどのような注意義務を負い、それに違反したという評価がとても難しいように思うのですが、如何でしょうか。

弁護士 その通りです。まさにその評価が問題になるのです。学校の教員の場合には、問題とされる教育活動の危険性の程度と、教育の対象となっている児童・生徒の年齢・能力が注意義務を考える基本的な要因になります。柔道や水泳の授業のように危険性を内在したスポーツの場合には教員の注意義務が加重されます。また同じ水泳の授業でも中学校の三年生よりは小学校一年生の方が心身の発達が未熟で判断力や行動能力も劣りますので教員の注意義務は高度なものとなります。

Aさん 注意義務について判断した具体的な裁判例を紹介して下さい。

弁護士 水泳は水に全身が入り、プールには一定の水深があり、それ自体危険な要素を有していますので、指導にあたる教員は生徒の

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第94回

学校事故をめぐる法的問題 3

能力や体調をきちんと把握して、事故の起きる可能性を予見して回避することが求められます。水泳の授業中の事故の裁判例として、神戸地裁平成二年七月一八日判決を紹介しましょう。これは中学校二年生の生徒が正規の体育の授業としてプールでタイム測定のために泳いでいたところ、ゴール付近でけいれん

のような状態になって水没してしまい、溺死したという事案です。裁判所は想定されるいくつかの場面における注意義務について、それぞれ次のような判断を行っています。

①安全配慮義務については、生徒の年齢、水泳の習熟度等からすると、生徒が疲労を回復しないままに泳いだとは認められないとして義務違反を否定しました。

②監視義務については、授業の際に監視台を設置して全体監視者を置くまでの必要性があるとは認められないし、教員は目の前で溺れている生徒を直ちに引き上げたとして義務違反を否定しました。

③救助義務については、教員が水着姿でなかったとしても、それによって救助が殊更に遅れていないし、専ら心臓マッサージを選択して施したことも不当ではないとして義務違反を否定しました。

Aさん この裁判例は水泳の授業について、いずれの注意義務も否定して損害賠償責任を認めなかったのですが、責任を認める裁判例もあるのでしょうか。

弁護士 学校事故の中でも水泳によるものは多数が裁判になっていて、責任を認めた判決もかなりあります。その一例として福岡地裁昭和六三年一月二七日判決を紹介しましょう。高校一年生の生徒が水泳実技の最初の授業の際にスタート台から逆さ飛び込みをして、

プールの底に頭を打ち付けて頸髄損傷という大怪我を負った事案について、教員には安全配慮義務があったとして損害賠償責任を認めました。初回の授業であったこと、逆さ飛び込みは過去にも事故が起きていること等が義務違反の要因になりました。

Aさん 先ほど、生徒の学年や年齢によっても注意義務の程度が異なるというお話しがありました。具体的な裁判例がありましたら教えてください。

弁護士 小学校低学年の生徒はまだ幼いことであって、大人が思いもよらないようなことをして事故を起こすことがあります。担任の教員が教室を離れていた自習時間中に、小学校二年生の生徒が誤って同級生の目に鉛筆の芯を突き刺して、失明状態にさせたという事案がありました。大阪地裁平成一三年一月三十一日判決は、クラスが小学校二年生という低学年であること、担任教員が教室を離れたことに正当な理由が無かったということ、理由にして、教員の注意義務違反を認めました。学校としての範囲までの監督義務を負わなければならないのかという問題ですが、低学年の生徒とはいえ、学校側にはとても難しい判決だと思います。

Aさん いじめの問題については、昨年詳しく教えて頂きました。それに関連して、最近障がいのある子どもと有しない健全な子どもを分離しないで「共生して教育する」ということを文部科学省でも推進することになり、学校現場での理念になっていのですが、それに起因して事故が起きることもあり、難しい問題になっています。



理念として謳われている時代になりました。障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に同じ場で学ぶことによって、思いやりの

弁護士 たしかに「共生教育」ということが、

気持ちや協力の態度を育み、お互いに多様性を正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていることの大切さを学ぶことになるということなのです。しかし、それに起因する事故が起きていることも事実です。前橋地裁平成一四年六月一二日判決を紹介します。これは、小学校六年生の生徒が校舎三階のベランダから重量五・五キログラムの傘立てを投げ落とし、校庭で遊んでいた小学校四年生の頭部に直撃させて大怪我を負わせたというものです。傘立てを投げ落とした生徒は、入学時から多動障害があり、授業中も落ち着きがなく、教室内を歩き回ったり、無断で教室の外に出て、校舎内の掲示物を破って回る、机を倒す、寒暖計を壊す等の行動に及ぶことがあったのです。そうしたことを前提として、裁判所は特定の児童を常時付き添って監視するということは集団生活上の自主・自立の精神を養うという要請を損ねるし、教職員の側にも極めて大きな負担を強いることになるとしつつ、重量五・五キログラムもの重いものを階下に投げ落とすという一見して異常な行動に及ぶことを予見しうるような状況にはなかったとして、注意義務違反を認めませんでした。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員